

昨年12月1日<トピックス>に掲載した札幌市雑がみ回収が、その後どのように推移しているのか、経過報告と問題点を考察した。

この7月からごみ有料化と共に実施する札幌市の雑がみ回収は、現在町内会単位の説明会が開催されていて、今後市の選別施設整備が行われる予定になっている。

雑がみの選別施設は、半民半官の公社施設の買収と整備に14億円（内雑がみ関連は、8億円）、さらに改修工事と重機・設備の設置に4億円余りを投じる予定だ。

回収作業は、市が直営で回収することに決定した。その他にも市は、びん・缶・ペットボトルなども直営で高コストな回収をしているという。

前回も取り上げたが、市内には146社の回収業者が集団回収事業などを推進しているほか、古紙問屋の施設も13ヶ所あり、十分に民間の業者と施設で処理可能である。

選分加工処理は、当初全量民間委託とされていた。しかし、固形燃料にする紙類（金銀紙・特殊加工紙など）を含むため、一般廃棄物処理施設免許（札幌市はこの免許を公社以外に下ろさない方針）が必要ということになり、免許の必要のない1施設1日5トン未満の委託に止まることになった。

大きな問題がもうひとつ表面化してきた。

市民に配布するパンフレットの内容だ。「新聞・雑誌・段ボール・紙パックは、できるだけ集団回収に出してください。」と明記しているが、「やむを得ない場合は雑がみと一緒に排出しても可」とパンフレットに明記する予定だ。これでは民々で行う集団回収が崩壊する。地元の組合は、その削除を求めて運動を展開中だ。

回収する雑がみの種類は、「汚れていない全ての紙類」とされており、（財）古紙再生促進センターが定めている禁忌品Bの殆どが混入する。地元の組合は、従来回収していた雑がみと混乱が起きることから、呼称の変更を求めた経緯がある。

なお、横浜市で市民が勘違いして実際に起こった問題だが、集団回収の古紙の中に禁忌品だった古紙もリサイクル出来ると思い、混入してその対応に苦心した経緯がある。

札幌市モデル実験回収では、新聞・雑誌・段ボールが全体の26%も入っていた。逆に製紙原料にならない禁忌品（固形燃料向け）は、全体の僅か6.5%しか排出されなかった。

（この程度の禁忌品で「一般廃棄物処理施設免許」を要求するなら、全国の都市部でのリサイクル事業は成り立たない。この部分のみ資源化施設と使い分けるのもおかしい。）

今、全国の殆どの自治体が、容り法に基づいた雑紙の回収を実施していない。莫大な経費の割には結果が伴わないと、さらに従来の製紙原料としての古紙リサイクルを、根本的に壊す恐れがあると懸念されるからだ。

資源回収事業は、極力民間の事業として推進して頂くよう、日資連としても国や自治体に働きかけている。